

医政発 1027 第 4 号
令和 2 年 10 月 27 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的な事項等について

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 81 号。以下「改正省令」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 166 号。以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和 2 年 4 月 1 日に公布・告示され、令和 3 年 4 月 1 日から施行・適用されることとなったところである。

改正省令・告示の要点等については「医療法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（令和 2 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 8 号厚生労働省医政局長通知）において示したところであるが、眼の水晶体に受ける等価線量算定のための測定、5 年ごとに区分した期間の被ばく線量の管理並びに経過措置対象医師の指定及び対応すべき具体的な事項については追ってその内容を通知するとしていたところ、今般、下記のとおり定めたため通知するとともに、下記第 5 のとおり関連通知を改正することとしたため、御了知いただき、貴管下の関係医療機関、衛生検査所等に周知方をお願いする。

また、令和 2 年 4 月 1 日に電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 82 号）が公布され、当該省令で改正された眼の水晶体に受ける等価線量限度に係る具体的な取扱いについて、厚生労働省労働基準局長より「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について」（令和 2 年 10 月 27 日付け基発 1027 第 4 号厚生労働省労働基準局長通知）が別添のとおり発出されているので、併せて参考とされたい。

記

第 1 眼の水晶体に受ける等価線量算定のための測定

- 1 改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号。以下「新規則」という。）第 30 条の 18 第 2 項第 1 号において、眼の水晶体に受ける等価線量（以下「眼の等価線量」という。）を算定するための測定について「適切

と認められるもの」とは、3ミリメートル線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）を指す。ただし、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定、確認することによって3ミリメートル線量当量が新規則で定める眼の等価線量限度を超えないように管理することができる場合には、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について測定することとしても差し支えないこと。

- 2 新規則第30条の18第2項第2号では、外部被ばくによる線量の測定は同号に規定する部位（以下「法定部位」という。）に放射線測定器を装着して行うこととしている。一方、防護眼鏡その他の放射線を遮蔽して眼の等価線量を低減する効果がある個人用防護具（以下「防護眼鏡等」という。）を使用している場合には、法定部位に加えて、防護眼鏡の内側に放射線測定器を装着し測定する等、防護眼鏡等で低減された眼の等価線量を正確に算定するために適切な測定が行える部位に放射線測定器を装着し測定した結果に基づき算定した線量を眼の等価線量としても差し支えないこと。

第2 5年ごとに区分した期間の被ばく線量の管理

- 1 新規則第30条の27第2項第1号の「5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト」とは、新規則第30条の18に定める放射線診療従事者等の使用開始時期に関係なく、令和3年4月1日から令和8年3月31日、令和8年4月1日から令和13年3月31日、という期間ごとで区切られたブロック管理であること。

なお、「5年間」の途中より新たに管理区域内に立ち入ることとなった放射線診療従事者等についても、上述した期間ごとのブロック管理を行うこと。また、当該「5年間」の始期より当該管理区域に立ち入るまでの間に他医療機関等で被ばく線量の管理を行っていた場合は、その被ばく線量についても当該「5年間」における被ばく線量に含むものであること。

- 2 令和3年4月1日以降、眼の等価線量限度は5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルトとなることから、その1年間当たりの平均は20ミリシーベルトとなる。このため、病院又は診療所（以下「病院等」という。）の管理者においては、眼の等価線量が年間20ミリシーベルトを超えた放射線診療従事者等について、適切な被ばく線量の管理を図るため、作業環境、作業方法、作業時間等の改善を行うとともに、当該「5年間」で100ミリシーベルトを超えることのないよう、隨時、累積線量を確認することが望ましいこと。

第3 経過措置対象医師の指定及び対応すべき具体的な事項

- 1 改正省令附則第2条に定める、放射線診療従事者等のうち、遮蔽その他適切な防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間ににつき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないも

の（以下「経過措置対象医師」という。）として線量管理する医師の指定にあたっては、関係者から意見を聴く機会を設ける等、その妥当性の確認を行うこと。

- 2 病院等の管理者は、改正省令の施行の際、現に当該病院等に勤務している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、施行後遅滞なく行うこと。また、施行日から令和5年3月31日までに雇入れ又は配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合も当該雇入れ又は配置換え後遅滞なく行うこと。

第4 改正告示の取扱いについて

- 1 改正告示による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射線同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号。以下「新告示」という。）第二の七の1に規定される外部被ばくによる線量の測定については、第1の1のとおり、新告示第二の七の2に規定される法定の測定部位については、第1の2のとおりの取扱いとする。
- 2 新告示第三の七の1及び第三の八の1に規定される5年ごとに区分した期間の被ばく線量の管理については、第2のとおりの取扱いとする。

第5 「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成31年3月15日付け医政発0315第4号厚生労働省医政局長通知）の一部改正について 別紙1、2のとおり改正し、令和3年4月1日より適用する。